Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-17

国連海洋法条約附属書Ⅴ調停事件(東チモール／オーストラリア)権限抗弁に関する決定(2016 年9 月19日)

玉田, 大

(Citation)
神戸法學雑誌,66(3/4):119-134

(Issue Date)
2017-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81009855

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009855

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌第六十六巻第三・四号二〇一七年三月

国連海洋法条約附属書Ⅴ調停事件
（東チモール／オーストラリア）
権限抗弁に関する決定
（2016年9月19日）

玉　田　　大

一．決定[(1)]要旨

Ⅰ．序（paras.1-29）

東チモールは、「オーストラリア（以下、豪）との間の恒久的海洋境界の確立を含む両国間のEEZ及び大陸棚の境界画定に関する国連海洋法条約（以下、UNCLOS）74条及び83条の解釈及び適用」の紛争について、UNCLOS 298条1項（a）(i) 及び附属書Ⅴ第2節に基づく強制調停を求めた。豪は二国間条約により強制調停が排除されるという権限抗弁[(2)]を提起した。本決定は権限問題

(1) PCA Case Nº 2016-10, In the matter of a Conciliation before a Conciliation Commission Constituted under Annex V to the United Nations Convention on the Law of the Sea between the Democratic Republic of Timor-Leste and the Commonwealth of Australia, Decision on Australia's Objections to Competence (19 September 2016). 本件に関する資料は常設仲裁裁判所（PCA）のウェブサイト（http://www.pcacases.com/web/view/132）で入手可能である。

(2) Objections to competence. 公定訳では、附属書Ⅴ13条は「権限」（competence）と訳されており、管轄権（jurisdiction）と区別されている。豪はcompetence

に関する調停委員会[3]の判断を示すものであり、紛争の実体に予断を与えるものではない。

A. 紛争の背景（paras.5–12）

東チモールは1975年に独立を宣言したが、その後1999年までインドネシアの支配下に入った。その間、チモール海の海底資源配分に関して豪はインドネシアとの間で合意に達したが、後に東チモールとなる部分の沿岸に隣接する海洋境界は画定しなかった。1999年の住民投票、その後のUNTAET[4]の管理を経て、東チモールは2002年に独立国家となった。その後、両国は以下の諸条約を締結している。第1に、独立日（2002年5月20日）、東チモールと豪は「チモール海条約[5]」を締結し、両国間の最終的な海洋境界画定に至るまで共同石油開発区（JPDA[6]）を設定することに合意した。同区の石油の90％は東チモールに、10％は豪に帰属する。第2に、2003年に両国は恒久的海洋境界の確立のための交渉を開始し、2006年に「チモール海の海洋アレンジメント条約」（CMATS[7]）を締結した。CMATSは、（a）チモール海条約の50年間の延長、（b）JPDA水域への東チモールの管轄権行使、（c）グレーター・サンライズ油田（JPDA

を広く捉え、jurisdictionとadmissibilityの双方を含むものと捉えている（para.87）。

(3) 調停委員は以下の5名である。H.E. Ambassador Peter Taksøe-Jensen（Chairman, Denmark）, Dr. Rosalie Balkin（Australia）, Judge Abdul G. Koroma（Sierra Leone）, Professor Donald McRae（Canada and New Zealand）, Judge Rüdiger Wolfrum（Germany）. なお、KoromaとWolfrumは東チモールが任命した委員、BalkinとMcRaeは豪が任命した委員である。

(4) The United Nations Transitional Administration in East Timor. 国連東ティモール暫定行政機構。

(5) The Timor Sea Treaty between the Government of East Timor and the Government of Australia, 20 May 2002, 2258 UNTS 3.

(6) JPDA: a Joint Petroleum Development Area.

(7) CMATS（Treaty between Australia and the Democratic Republic of Timor-Leste on Certain Maritime Arrangements in the Timor Sea）, 12 January 2006, 2438 UNTS 359.

の東端に跨る石油ガス田）からの石油生産収益の両国間での分配を定める。CMATS 4条は、海洋境界画定問題に関する「モラトリアム」及び紛争解決の利用可能性を定める。第3に、CMATSと並行して、2003年3月6日に両国は「グレーター・サンライズ油田及びトルバドール油田の利用に関する合意[(8)]」を締結した（CMATSと同じく2007年2月23日に発効）。なお、UNCLOSが両国間で効力を生じたのは、東チモールの加入時（2013年2月7日）であり、上記の条約はそれ以前に発効している。グレーター・サンライズ油田の開発は未だ開始されていない。

B. 豪の権限抗弁及び決定の射程（13–29項）

豪は以下の権限抗弁を提起した。第1に、CMATS 4条により、強制調停への付託は排除される。第2に、CMATSはUNCLOSレジームに取り込まれており、CMATSのモラトリアムはUNCLOSの発効によって取って代わられることはない。第3に、両国は交渉による紛争解決に合意しており、調停委員会の権限は281条によって排除される。第4に、紛争は2002年に遡るため（当事国間でUNCLOSが有効となる前であり）、298条の第1要件を満たさない。第5に、両国間に海洋線に関する交渉が行われておらず、298条の第2要件を満たさない。第6に、東チモールは豪に対する条約上の義務に反して調停付託しており、紛争は受理不能である。別の仲裁手続でCMATSの有効性が争われており、その結論が出るまで判断を控えるのが礼譲（comity）原則である。

他方、東チモールは次のように反論した。第1に、CMATS 4条は海洋境界交渉を排除していない。調停手続は紛争を解決し得るものではない（cannot settle the dispute）ため、CMATS 4条4項の「紛争解決メカニズム」に該当しない。第2に、CMATSはUNCLOS 311条の意味においてUNCLOSと抵触する。第3に、UNCLOS 281条に関しては拘束的合意が求められるが、CMATS

(8) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Democratic Republic of Timor-Leste relating to the Unitisation of the Sunrise and Troubadour Fields, 6 March 2003, 2483 UNTS 317.

は281条の意味の合意ではない。第4に、調停に付託し得る紛争の期限はUNCLOS発効時（1994年）である。第5に、交渉の見込みがない場合、交渉前置要件は適用されない。第6に、調停は拘束力を有さないため、他の判断機関の事項には踏み込まない。

附属書Ⅴ13条は、「調停委員会が権限を有するか否かに関する見解の相違については、当該調停委員会が決定する[(9)]」と規定しており、委員会が権限決定権を有する点について両国は合意している。

Ⅱ. 手続的経緯（paras.30-41）

2016年4月11日に東チモールは調停手続を開始した。6月27日に豪が手続分離を申請し、7月28日に両当事者間で手続規則等につき協議した。8月12日に豪が権限抗弁を提起し、8月29日から31日に権限問題に関する口頭審理が行われた[(10)]。

Ⅲ. 調停委員会の検討（paras.42-110）

豪は、二国間条約であるCMATS 4条が強制調停を排除すると主張するが、委員会はこの出発点を共有しない。委員会の検討はUNCLOS自体から始める必要がある。調停手続はUNCLOS 298条で設置されており、委員会の権限はUNCLOS及び附属書Ⅴから生じる。UNCLOSは当事国間の後発条約（a later treaty）であり、CMATSはUNCLOSに定められる限りで委員会の権限に影響を与え得るに止まる。UNCLOS 15部の紛争解決規定を用いる当事国は、第2節の拘束的手続又は第3節の強制調停手続を用いるために、まず第1節の要件

---

(9)　Article 13（Competence）: “A disagreement as to whether a conciliation commission acting under this section has competence shall be decided by the commission”.

(10)　8月29日の第1回審理は公開されたが（ウェブ上で同時配信の上、口頭審理記録も公開されている）、その後の審理は全て非公開である。Opening Session Transcript（29 August 2016, Chairman）, p.106.

を満たす必要がある（para.46）。

A. UNCLOS 281条（paras.48-64）

UNCLOS 281条は、「この部に定める手続」と規定しているため、298条の調停権限に関する要件にもなる（para.50）。この点で、豪は2つの文書を引用している。1つ目は、2003年の交換公文である。281条では明示に規定されていないが、同条は「法的に拘束力を有する合意（a legally binding agreement）を要求している」。というのも、281条と282条は並列であり、後者は「拘束力を有する決定」（a binding decision）に言及している（para.56）。また、非拘束的合意によって強制的紛争解決を排除し得るという理解は、UNCLOS 15部自体が拘束的合意であることと適合するとは考えられない（para.57）。以上より、2003年交換公文は281条の法的効果を有し得る合意ではない。2つ目は、CMATSである。CMATSは拘束力を有する条約であり、しかも同4条4項はUNCLOSを含む紛争解決メカニズムへの付託を排除しているように見える。しかし、CMATSは海洋境界紛争の解決を求め「ない」ことの合意であり、海洋境界解決の手続を何ら定めていない。「如何なる紛争解決手段も求めないという合意が当事者の選択する紛争解決手段であると合理的にみなされるとは考えられない」。以上より、CMATSは281条にいう合意ではない。

B. UNCLOS 298条（paras.65-82）

298条1項（a）（i）[(11)]は強制調停の要件を定める。2002年3月22日に豪は同条

(11) UNCLOS 298条（第2節の規定の適用からの選択的除外）：「1. 第1節の規定に従って生ずる義務に影響を及ぼすことなく、いずれの国も、この条約に署名し、これを批准し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、次の種類の紛争のうち一又は二以上の紛争について、第2節に定める手続のうち一又は二以上の手続を受け入れないことを書面によって宣言することができる。a. i. 海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争又は歴史的湾若しくは歴史的権限に関する紛争。ただし、宣言を行った国は、このような紛争がこの条約の効力発生の後に生じ、かつ、紛争

の選択的除外の宣言を付している。同条の第1要件として、紛争が「条約の効力発生の後に」生じたか否かが問題となる。「効力発生」（entry into force）がUNCLOS自体の効力発生（1994年）であるか、あるいは両国間における効力発生（2013年）であるかが問題となる。後者の意味の場合、その旨がUNCLOSの他の条文では明記されている。通常の意味からして前者が望ましい。第2要件として、「紛争当事者間の交渉による合理的な期間内の合意」の有無が問題となる。豪は、CMATS 4条により両国間の海洋境界交渉がなかったと主張する。しかし、298条1項（a）(i) は紛争当事者間で実際に交渉が行われることを要求していない。これを要件とすると、交渉を拒否することで強制調停を逃れる拒否権を与えてしまうことになる。実際には2003年から2006年に海洋境界交渉が行われており、CMATSに結実している。CMATSは恒久的海洋境界を巡る紛争を解決するものではない。2002年に遡る既存の海洋境界紛争は存在していたのであり、この紛争は当事者間の事前交渉の主題であり、当該交渉は海洋境界画定の合意を生み出さなかった。また、CMATSは海洋境界交渉の義務を停止しているが、交渉を禁止しているわけではない。以上より、UNCLOS 74、83条の解釈又は適用に関する当事者間の紛争は、UNCLOSの効力発生以降に生じたものである。また、合理的な期間内における当事者間の交渉でも合意は得られていない。従って298条1項（a）(i) の要件は満たされる。

C. UNCLOS 311条及びUNCLOSとCMATSの関係（paras.83-85）

UNCLOS 311条との関係でCMATSを検討する必要はない。CMATSはUNCLOSの適用を除外するものではない。他の条約が紛争解決を設けている場合、両条約の関係はUNCLOS 15部（特に281条と282条）で規律される。

当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合には、いずれかの紛争当事者の要請により、この問題を附属書Ⅴ第2節に定める調停に付することを受け入れる。もっとも、大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付さない」（傍点玉田）。

上述のようにCMATSは281条上の合意ではない。

D. 権限及び豪の受理可能性抗弁（paras.86-92）

受理可能性について豪は次の2点を主張している。第1に、チモール海条約事件（仲裁案件）でCMATSが無効と判断されるまではCMATSは有効とみなされる。第2に、仲裁判断が下されるまで調停手続を停止すべきである。調停委員会はいずれの主張にも与しない。調停ではCMATSの有効性は扱われないため、仲裁とは判断事項が重複しない。また、CMATSが有効であると推定されたとしても、委員会の権限又は受理可能性には影響を与えない。なお、CMATSの違反から東チモールが利益を得る可能性があるが[(12)]、CMATSの違反は調停委員会が決定すべき問題ではない。いずれにせよ、条約の有効性に関する東チモールの主張を検討することなく、当該条約の違反について審理することはできないであろう。CMATS違反は確証事実（an established fact）ではない。クリーンハンズ理論は、他の条約違反の可能性がUNCLOSの紛争解決を妨げるほどの広がりを持つものではない。

E. 調停付託事項の射程（paras.93-99）

調停委員会の権限の射程について、両国には見解の相違がある。UNCLOS 298条は「問題」（matter）を調停に付すことを定める。この「問題」は「海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争」である。74条と83条は、最終画定に至るまでの暫定期間及び暫定的取極の問題も扱う。従って、暫定的取極やCMATSの終了後の当事者間の取極について委員会が検討すべきであるという東チモールの要請は、UNCLOS 298条1項（a）（i）の射程外とはみなされない。

（12） 調停委員会は、PCIJのミューズ川の引水事件を参照しつつ、「クリーンハンズ理論」（the clean hands doctrine）の一類型であるとみなしている（para.90）。see, *Case Concerning the Division of Water from the River Meuse*（*Netherlands v. Belgium*）, Judgment of 28 June 1937, *PCIJ Series A/B, No.70*, p.25.

F. 附属書Ⅴ７条及び12か月期間の適用（paras.100–110）

附属書Ⅴ７条1項は、「調停委員会は、その設置の時から12箇月以内に報告を行う[(13)]」と定める。同10条は、当事者の合意でこの期限を延長できると定める。12箇月の起算日について、東チモールは委員会構成日（2016年6月25日）とする。他方、豪は附属書Ⅴの第1節に入るには第2節の権限決定が必要であるという。附属書Ⅴは2つに分かれる。第1節は任意調停を含み（284条）、7条（12箇月要件）も同節に含まれる。強制調停は第2節で定められており、13条が権限に関する見解の相違について注意を喚起している。14条によれば、第1節は「この節［＝第2節］の規定に従うことを条件として適用する」と定めており、7条の期限は権限抗弁の審理・決定に必要な時間に譲歩すべきである。従って、12箇月期限は、調停委員会が抗弁に回答した後に（すなわち本決定の日付より）開始する。

IV. 決定（para.111）

以上より、調停委員会は全会一致で以下の通り決定する。

A. 調停委員会は、2016年4月11日の東チモールによるUNCLOS附属書Ⅴ第2節に基づく仲裁開始通知に記載された事項の強制調停に関して権限を有する。

B. 調停委員会が当該審理手続を継続することを排除する受理可能性又は礼譲の問題は存在しない。

C. UNCLOS附属書Ⅴ７条にある12箇月の期間は、本決定の日付から開始される。

（13）　Article 7: “The commission shall report within 12 months of its constitution”.

二. 解説

1. 本件の調停付託の背景

本件は、UNCLOS附属書V（調停）に基づく初めての調停案件である。UNCLOS紛争解決制度は司法的解決（ICJとITLOS）と強制仲裁手続（附属書VII仲裁）を完備していることから、従来、調停手続が注目を集めることはなかった。そこでまず、本件で調停手続が選択された背景に触れておこう。

第1に、本件以前に、東チモールは2度にわたり豪に対する仲裁付託を行っている。1回目は、チモール海条約（2002年）23条の附属書B（b）項に基づいた仲裁付託であり（2013年4月23日[14]）、現在も係属中である。2回目もチモール海条約（2002年）に基づいて仲裁付託しており（2015年9月15日[15]）、こちらの案件も係属中である。このように、東チモールは調停付託に集中していたわけではなく、仲裁手続と調停手続を併用している。第2に、2002年3月22日[16]、東チモールとの海洋境界紛争が国際裁判に付託されるのを回避するため、豪は以下の管轄権除外を宣言した。（i）ICJ選択条項受諾宣言に留保を付し、海洋境界画定紛争を管轄権から除外した[17]。（ii）UNCLOS紛争解決手続の選択から、ICJとITLOSを除外する宣言を行った（287条の宣言[18]）。（iii）同じ宣言において、UNCLOS 15、74、83条の解釈適用紛争について第15部2節（ICJとITLOS

（14） Case number 2013-16, available at［https://pcacases.com/web/view/37］

（15） Case number 2015-42, available at［https://pcacases.com/web/view/141］

（16） 東チモールの独立（2002年5月20日）の2か月前である。Opening Session Transcript（29 August 2016, Minister Gusmao）, p.17.

（17） 以下が選択条項受諾宣言に新たに付された留保である。“(b) any dispute concerning or relating to the delimitation of maritime zones, including the territorial sea, the exclusive economic zone and the continental shelf, or arising out of, concerning, or relating to the exploitation of any disputed area of or adjacent to any such maritime zone pending its delimitation”. Available at［http://www.icj-cij.org/jurisdiction/index.php?p1=5&p2=1&p3=3&code=AU］

（18） http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm#Australia after ratification

含む）を受入れないと宣言した（298条の選択的除外宣言）。以上のように、豪は東チモールとの間の海洋境界確定紛争を国際裁判（ICJ、UNCLOS-DS）に付託される可能性を排除している。その結果、東チモールが海洋境界画定紛争を付託し得る方策としては、強制調停（compulsory conciliation）しか残されていなかったと言えよう[19]。上記より明らかなように、本件で東チモールが調停手続を開始した理由は、（調停の固有の性質に期待したというよりも）司法的解決の代替的手段として用いざるを得なかったという点に見出される[20]。

2. 任意調停と強制調停

「調停」（conciliation）に関する附属書Ⅴは、第1節と第2節に分かれており、両者の性質は異なっている。第1節は任意調停（voluntary conciliation）に関する規定であり、UNCLOS 284条の適用を想定している。同条によれば、紛争当事国は附属書Ⅴ第1節の調停を相手国に要請することができる（284条1項）。要請が受け入れられた場合は調停手続に付されるが（同2項）、受け入れられない場合は調停手続が終了する（同3項）。すなわち、284条と附属書Ⅴ第1節は合意に基づく任意調停を対象としている。

これに対して、第2節は強制調停（compulsory conciliation）に関する規定であり[21]、UNCLOS 15部第3節を根拠とする。この場合、紛争当事者は他の紛

（19）　東チモール政府の立場について以下を参照（http://timor-leste.gov.tl/wp-content/uploads/2016/04/15398-FACT-SHEET-CONCILIATION.pdf）。

（20）　実際に、東チモールは国際裁判への提訴を目指したが、豪の留保によって遮断されたため仕方なく調停を選ばざるを得ないと述べている。Opening Session Transcript（29 August 2016, Minister Gusmao）, p.20.

（21）　ただし、「強制」調停といえども、UNCLOS当事国になる時点での同意（事前の同意）に依拠する点では任意調停と同じである。Sienho Yee, “Conciliation and the 1982 UN Convention on the Law of the Sea”, *Ocean Development and International Law*, vol.44（2013）, p.316. また、結論である調停報告は非拘束的であるため、“compulsory non-binding conciliation” と表記されることもある。

争当事者にあてた書面通告によって調停手続を一方的に開始でき（附属書Ⅴ11条1項）、通告を受けた紛争当事者は「調停手続に従う義務を負う」（同2項）。さらに、手続に従わなくても手続は進行し（同12条）、調停委員会の権限に関する意見の相違について委員会の権限決定権が認められている（同13条）。このように、附属書Ⅴには性質の異なる2つの調停手続が定められている。

任意調停 （voluntary conciliation）	強制調停 （compulsory conciliation）
UNCLOS 15部 第1節（284条）	UNCLOS 15部 第3節（297、298条）
附属書Ⅴ 第1節（1条～10条）	附属書Ⅴ 第2節（11条～14条）

上記の2つの調停手続は、相互に独立したものではなく、以下のように相互に関連している。第1に、任意調停（第1節）を試みた後、それが失敗した場合に強制調停（第2節）に移行し得るという意味で、二段階手続が設定されていると解される[(22)]。ただし、逆に、強制調停が失敗した後に任意調停を試みることも排除されていない[(23)]。第2に、第1節には調停の手続規定が設けられているが、第2節にはないため、第1節の規定が準用される（14条）。ただし、14条によれば、「この節［＝第2節］の規定に従うことを条件として」適用すると規定されており、第1節の規定がそのまま第2節に準用されるわけではない。この点で、本件では7条（12箇月の期限設定）の準用可能性が問題となった。同条によれば、「調停委員会は、その設置の時から12箇月以内に報告を行

(22) J. G. Merrills, *International Dispute Settlement* (5th ed., Cambridge University Press, 2011), pp.174-175. 本件の場合、東チモールは豪に対して「合意調停プロセス」(consensual conciliation process) を提案したが（任意調停の提案）、豪側がこれを拒否したため、強制調停に付託したと述べている。Opening Session Transcript (29 August 2016, Lowe)、pp.34-35.

(23) Roberto Lavalle, "Conciliation under the United Nations Convention on the Law of the Sea: A Critical Overview", *Austrian Review of International and European Law*, vol.2 (1997), p.27.

う」とされており、文言通り解すれば、調停委員会の設置時（2016年6月25日）が起算日となる（para.33）。他方、本件決定では、決定時（2016年9月19日）が起算日とされている。この点で、第2節の強制調停では権限抗弁の審理が想定されており（13条）、権限存在の確認をもって「設置」と解する余地がある。そのため、任意調停とは異なり、強制調停の場合は、起算日を権限抗弁の判断日に設定することが合理的であると言えよう。

3. 調停手続の特徴

UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争に関しては、紛争解決手続（ICJ、ITLOS、仲裁）が整備されており、なかでも有効な紛争解決手続として強制仲裁手続（附属書VII）が整備されている。これらの手続と比較した場合、調停手続（附属書V）の特徴は以下の点に見出される。

第1に、調停の結論である「報告（結論及び勧告を含む。）は紛争当事者を拘束するものではない」（附属書Ⅴ 7条2項）。この条項は附属書Ⅴ 第1節（任意調停）に属する規定であるが、第2節（強制調停）にも準用される（附属書Ⅴ 14条参照）。第2に、調停の適用法規（判断基準）について、UNCLOSには規定がない。この点で、UNCLOS 15部第2節の裁判所に関しては、「この条約［＝UNCLOS］及びこの条約に反しない国際法の他の規則」が適用される（UNCLOS 293条）。他方で、調停手続は第1節および第3節に基づくものであるため、293条の射程に入っていない。従って、国際法の適用を求められないと解される。第3に、調停委員会は「紛争当事者からの意見の聴取、紛争当事者の主張及び反論の審理並びに紛争当事者に対する提案を行う」（附属書Ⅴ 6条[(24)]）。このように、調停では当事者間の自発的・友好的な解決の促進が目指されている。より具体的には、調停委員会は「紛争の友好的な解決（an

(24)　附属書Ⅴ 5、6条は、ウィーン条約法条約の附属書4、5条の文言をそのまま用いており、UNCLOS調停手続が条約法条約の調停手続を模倣していることが分かる。J. G. Merrills, *International Dispute Settlement*（5th ed., Cambridge University Press, 2011）, p.175.

amicable settlement）を容易にすると考えられる措置について紛争当事者の注意を喚起する」（附属書Ⅴ5条）。また、調停報告には「得られた合意並びに、合意が得られなかった場合には、係争中の事項に関連するすべての事実問題又は法律問題に関する結論及び紛争の友好的な解決のために調停委員会が適当と認める勧告」を記載する（附属書Ⅴ7条1項）。すなわち、調停では（手続中に）当事国が合意に至ることが目指されており、合意が得られなかった場合でも、友好的解決を促進するための非拘束的な勧告を提示するに止まる。第4に、調停委員会は、設置から12箇月以内に報告を行う（附属書Ⅴ7条1項）。仲裁手続・司法手続が長期化する傾向がある[25]のに対して、調停では比較的短期間で判断を示すことが求められる[26]。第5に、附属書Ⅴ7条1項では、報告には「すべての事実問題又は法律問題に関する結論及び紛争の友好的な解決のために調停委員会が適当と認める勧告を記載する」と規定されているが、「結論」の記載が求められるに過ぎないため、判断「理由」の記載は省略し得ると解される[27]。ただし、「海洋の境界画定」に関する紛争の場合は、「調停委員会が報告（その基礎となる理由を付したもの[28]）」を提出することが想定されているため（298条1項（a）（ii））、調停報告に理由附記が義務付けられていると解される。第6に、調停勧告は「国連事務総長に提出」され、「事務総長は、これを直ちに紛争当事者に送付する」と規定されているが（附属書Ⅴ7条）、勧告の公開義務は定められていない[29]。従って、調停手続・調停勧告を公開するか否かは当事

（25） ただし、南シナ海事件のように、迅速に手続が進められる例もある。同事件におけるフィリピンの提訴は2013年1月22日であったが、管轄権及び受理可能性判断（2015年10月29日）から本案判断（2016年7月12日）までは1年間も経過していない。

（26） なお、本件では、口頭陳述（2016年8月29～31日）の後、1ヶ月も経過せずに本決定が下されている（9月19日）。

（27） Roberto Lavalle, *supra* note（23）, p.32.

（28） Article 298（1）(a)(ii): “after the conciliation commission has presented its report, which shall state the reason on which it is based［...］”.

（29） 事務総長が調停報告を公開すべきではないと解されている。Roberto Lavalle,

者の手続決定権（同10条）に委ねられている[30]。

	仲裁・司法的解決	調停
拘束性	判決・判断に法的拘束力あり	調停報告（勧告）に法的拘束力無し
適用法	UNCLOS及び国際法の他の規則	国際法に限定されない（非法的判断も可能）
審理	対審制	友好的雰囲気
公開性	審理内容と結論を公開	公開義務なし
性質	法的拘束力を有する判決・判断によって紛争を「強制的に」解決する。	調停手続中に当事者が合意に至ることを目指す。合意が得られなかった場合は解決案を勧告。

4. 調停の有用性と可能性

UNCLOSにおいて強制調停手続（298条1項（a）(i)）が設けられているのは、仲裁と司法的解決の代替物が必要であると（起草時に）判断されたためである。第1に、海洋境界画定の実体規則である74条及び83条は「衡平な解決」という抽象的な文言を用いており、本来、第三者の介入なしに同条を適用することは困難である。第2に、他方で当該規定は選択的除外の対象となり得るため（298条1項（a）(i)）、この場合にも第三者による紛争解決を維持するために設けられたのが、同項後段の強制調停である[31]。上記のように、本件で東チモールが強制調停に事案を付託した背景には、強制仲裁が機能しないため、代替手段として強制調停を利用せざるを得ないという事情があった。

他方で、調停手続は単なる代替物に止まらず、仲裁・司法的解決とは異なる固有の長所や有用性を有しており、本件の紛争解決に資する点も見られる。第

---

supra note（23）, pp.33-34.

(30)　Sienho Yee, *supra* note（21）, p.320.

(31)　Tullio Treves, “ “Compulsory” Conciliation in the U.N. Law of the Sea Convention”, in Volkmar Götz et al.（eds.）, *Liber amicorum Günther Jaenicke-Zum 85. Geburtstag*（1998）, pp.618-619.

1に、東チモールと豪の紛争はUNCLOS上の紛争に止まらず、多面的な側面を有する（歴史問題、資源問題、外交問題等[32]）。そのため、法的判断だけでなく、非法的判断を取り込むことが可能である調停の方が有用である可能性がある。第2に、調停手続は委員会と当事者の間の対話に基づいて進行するため、（判決内容の予測可能性が低い裁判手続とは異なり）調停報告の内容は当事者にとって予測可能である[33]。第3に、調停手続では手続進行中に当事者間の和解や妥協を促すことが目指されている[34]。このような制度目的を達成するため、調停手続では対審的・対決的な関係よりも、むしろ当事者間の友好的雰囲気が重視される[35]。仲裁や司法的解決では法的拘束力を有する判断・判決が言い渡されるため、逆に当事者間の交渉の余地が狭められるが、この点で調停の方が柔軟な紛争解決手法であると言えよう。

本件の強制調停が紛争解決に対して如何なる有用性を有するかという点に関しては、①本件の調停手続の実施中に紛争当事者が友好的解決に至るか否か、②両国間の合意が得られない場合、調停委員会の最終結論（調停勧告）が如何なるものか、③調停勧告をもとにした両国間の交渉が如何なるものとなるのか、といった状況を見て判断する必要がある。

なお、強制調停が有用か否かは、類似の状況にある日本にとっても[36]極めて

（32） 本件の口頭審理において東チモール側は、盗聴問題やデータ押収問題にも触れている。Opening Session Transcript（29 August 2016, Minister Gusmao）, pp.18–19.

（33） J. G. Merrills, *supra* note（22）, p.81. 他方、調停の結果は裁判手続よりも予測可能性が低いという見解もある。奥脇直也「国際調停制度の現代的展開」立教法学50号（1998年）40、61頁。

（34） 本件で調停委員長は、「我々が妥協に向けて前進し、調停の過程で幾つかの問題について合意することを期待する」と述べている。Opening Session Transcript（29 August 2016, Chairman）, p.8.

（35） 本件で調停委員長は、「分け隔てのない雰囲気」（the very collegial atmosphere）を継続することを希望している。Opening Session Transcript（29 August 2016, Chairman）, p.8.

（36） 本件で豪は、最終的な海洋境界画定が行われていない海域における暫定開発合

重要な問題である。ただし、以下の点に注意を要する。①竹島の領有権を巡る紛争はUNCLOSの「解釈又は適用に関する紛争」（286、297条）になり得ないため、強制仲裁（287条）を用いることはできない。②竹島周辺の「海洋の境界画定」に関する紛争（15、74、83条）に関して、韓国が選択的除外（298条）を行っており、附属書VIIの仲裁管轄権を設定し得ない。③強制調停（298条1項（a）(i)）の可能性は残されているが、同項では「大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付さない」と規定されており、竹島周辺の海域境界画定紛争を強制調停に付すことはできない。

意の有用性を主張する際に、日韓漁業協定（漁業暫定線）を例に挙げている。Opening Session Transcript（29 August 2016, Mr. Quinlan）, p.102.